

## 我楽苦多雑感

社会保険労務士 佐長 純彦

人には誰も忘れられない時があると思う。

私にとってのそれは、1995年（平成7年）1月17日午前5時46分、あの阪神・淡路大震災が発生した時である。

一昨年の東日本大震災の記憶が新しいが、大半の神戸市民にとっての「震災」とはやはり「阪神・淡路」といえるのではないだろうか。

当日は、長田区内の靴メーカーへ、障害者雇用を対象とする助成金申請の打ち合わせと資料整備のため、午前8時に赴くべく午前6時に目覚まし時計をセットしていた。布団の中で「もう起きる時間か。」と半ば目覚めていた時、突然体が突き上げられ、次の瞬間家全体が振り回されるような激震が襲ってきた。物が破壊される形容しようのない騒音の中で死の予感に苛まれながら、立ち上がろうとする妻に覆いかぶさり揺れが収まるのをひたすら待つことしかできなかった。後日知ったことだが、揺れは僅か20秒程であり、当時居住していた東灘区内の家の周辺は震度8程度の激震が走ったという。その後、プライベートでは避難所、母の家での逗留を経て姫路での仮住まいと転々とし、社労士業務に関しては、矢継ぎ早に出される政府の震災特例措置への対応に昼夜を分かたず忙殺されることになったのだが、震災当日に目にした余りにも非日常的な光景の数々は今も鮮烈なものとして残っている。避難所となった灘中・高等学校の体育館で目にした数え切れないほどの遺体に固唾をのみ、その衝撃を引きずりながら妻の怪我の治療のため訪れた病院も既に野戦病院と化していた。待合室のそここでは医師による死亡宣告が行われており、診察室に入ると、床には治療のため切ったのであろう大量の毛髪、血に染まった使用済みのガーゼ類が散乱していた。そして、ベッドのシーツには夥しい血痕が付着しており、医師は妻に至極当然のようにそこに横になるよう指示をした。治療を受ける妻の傍らのベッドには脇腹がパッキリと裂け呻吟している人が横たわり、その向こうでは頭部裂傷のため顔面血だらけで20針も縫合されている人もいた。まさに言葉を失うとはこういうことかと改めて思った。また、避難所での焚火にでも使うのであろうか、まだ中に人が埋まっているかもしれない倒壊した家屋から全くの他人が柱や梁に使われていた木材を持ち去っているところをしばしば目にした。浅ましいと思いながらも私自身もその中の一人であった。あの時は誰もが一時的な痴呆状態に陥り、生存本能のみが先走り良識的な思考が停止していたのかもしれない。そして、あの日以降何かの記憶を辿るとき常にあれは「震災前」、「震災後」と判断する術が身に付いてしまった。これも一種のトラウマであろうか。



### 佐長 純彦

中央大学法学部法律学科卒。印刷出版会社を経て、1992年社会保険労務士登録、開業。兵庫県社会保険労務士会理事1期2年、神戸東支部長1期2年。(財)介護労働安全センターより委嘱を受け、十数年にわたり研修会講師及び雇用管理コンサルタントとして相談・指導。各種企業・団体等からの依頼による講演やセミナー講師。幅広い業種における社会保険・労働保険に関する一般実務や相談業務など。

しかし、あの震災がもたらしたものは、負の側面ばかりではなかった。

震災発生から半月ほど経った頃と記憶するが、現在の協働事務所のメンバーである中村彰雄氏から「知り合いの弁護士有志がボランティアで被災者向けの電話による法律相談会を開催したいのだが、社会保険、労働保険実務について疎いため社労士の参加を求めている。相談員として一緒に受けてみないか。」との誘いがあり、同じ被災者として何か役に立てるなら、そして何より社労士のPRになるならと快諾した。当日の会場は比較的被害の少なかった元町通のビルの一室が用意されており、部屋に入ると「労災・雇用 110 番」と書かれたボードが目をつけた。相談会は弁護士 6~7 名、社労士 2 名の陣容で午前 10 時から始まり当初はポツリ、ポツリと相談がある位でゆったりとしたスタートとなった。当時、土業による被災者向けのこの種の相談会はまだ珍しかったとみえて新聞社、テレビ局も取材に来ていた。放送記者によると正午の全国ニュースで放送するとのことでその反響に興味を湧いた。果たして、それが放送されるや用意された電話機が一斉に鳴りだした。1 件、2 件と相談を終え相談票を記入していたとき、電話を受けた弁護士から「雇用保険関係お願いします。」と声が上がった。中村氏を見ると対応中であつたため私が受けることとなった。

「はい、電話代わりました。」

「もしもし…あの…お金がなくて…失業保険のことなんですけど…」

ひどく沈んだ声で、不安が手に取るように分かる。聞けば大分県から電話しているという 30 歳代の女性だった。神戸で被災し現在は実家に疎開しており失業状態だという。私も被災者であり疎開していることを告げ、相手の不安を少しでも和らげながら話を聞くと、神戸市郊外にあるゴルフ場に勤務していたが、震災により当分の間利用者が見込めないため事業の継続が困難になったという理由で先日解雇されたという。その際、会社から雇用保険の被保険者期間が短いため失業給付は受給できない旨言われたという。話を聞きながら会社が雇用継続の意思があるならばその一つ的手段としてレイオフ（一時休業）という選択肢も採れたのではないかと。また、所謂「便乗解雇」の気配もしないでもない。と色々と思いを巡らせるも目の前には喫緊のお金に不自由し困っている人がいる。何か手はないものか。

「ゴルフ場にはいつ頃から勤められましたか。」

「去年の 10 月です。」

とすると、解雇された日までの被保険者期間は 3 ヶ月余りとなり、確かに受給要件である 6 ヶ月（当時。現在は原則 12 ヶ月、普通解雇等の場合は 6 ヶ月）を満たさない。

「ゴルフ場の前にお勤めされていたことはありますか。」

「はい、あります。」

「どちらでお勤めされておりましたか。その期間はどの位でしたか。」

「大阪で 10 年位勤めておりました。」

「その会社はいつ頃お辞めになりましたか。」

「去年の 8 月です。」

「その時の退職理由は何ですか。失業保険を受けるための手続きをされましたか。」

「一身上の都合で辞めました。失業保険はすぐには貰えないと聞いていましたし、早く就職したかったので手続きもしていません。」

「その会社から離職票という失業保険を受けるために必要な書類は貰っていますか。」

「いいえ貰っていません。退職の時に総務の人から失業保険を貰うのなら作るけどと言われましたが、そのつもりは無かったので持っていません。」

「その会社は今でも連絡はとれますか。」

「多分、大阪ですから大丈夫だと思います。」

「ゴルフ場とは連絡がとれますか。」

「はい。ゴルフ場自体には被害が無かったので大丈夫だと思います。」

やったと思った。ゴルフ場の前に勤めていた会社での被保険者期間が10年近くあり、その会社を退職後1年以内にゴルフ場に再就職している。ゴルフ場での被保険者期間のみでは受給要件を満たせないが、この場合はゴルフ場とその前の会社の被保険者期間を通算できるケースに当たり、そうすれば受給要件の6ヵ月はクリアーできるではないか。幸いにもゴルフ場もその前の会社も健在である。

「失業保険貰えますよ。」

「えっ！本当ですか・・・。」

「本当です。ただし、この電話が終わったらすぐにゴルフ場とその前の会社に連絡して離職票を作ってもらって下さい。離職票の住所欄には現在の大阪の住所を書いてもらいそれを現住所宛送ってもらって下さい。離職票が届きましたらその離職票2枚を持ってお近くの職安へ行って失業保険を受ける手続きをして下さい。」

「こちらでも失業保険を貰えるのですか。」

「はい大丈夫です。」

「本当に本当ですか。絶対にですか・・・。」

「本当に本当です。絶対に絶対です。大丈夫です。」

「失業保険貰えるんですね…本当に・・・」

暫くの間受話器からすすり泣く声が聞こえた。

「電話して本当に良かったです。少し元気が出ました。有難うございました。」

「お互いに頑張りましょう。また神戸に戻って来て下さいね。」

「絶対に戻ります。私、神戸好きやもん。」

誰もが優しく、そして、誰もが優しさに飢えていた時だったのだろう。私も胸が熱くなった。当時私は37歳。社労士として登録、開業して2年余りの駆け出しだった。それでもこんな私の一言に涙してくれる人がいる。社労士にとってイロハのイの知識でもって一人の人を助けられた。この時ほど社労士になって良かったと思えたことはない。私に社労士として生きる勇気と自信を与えてくれた出来事だった。

久し振りにナット・キング・コールの「アンフォゲタブル」が聴きたくなった。